

明治安田 J1 百年構想リーグおよび 2026/27 シーズンの明治安田 J1 リーグ キッチンカー出店要項

この出店要項は、出店事業者（以下「出店者」といいます）が、東京ヴェルディ株式会社（以下「東京ヴェルディ」といいます）のホームゲームに出店するにあたり、遵守していただきたい事項を定めたものとなります。本要項を十分ご理解・ご承諾いただいたうえで出店希望してください。

【遵守事項】

- (1) 出店は、事前に東京ヴェルディに申込み、承認され、確定した内容（出店日、出店場所、メニュー、その他の出店内容等）に従うこと。
- (2) 申込時の申告内容、その他東京ヴェルディに虚偽や誤った情報を提供しないこと。これに反したときには、出店承認の取り消しや今後の出店の不承認、その他東京ヴェルディが適切と認める措置があっても何ら異議を述べないこと。
- (3) 出店者は、出店の確定後は出店をキャンセルできないことについてあらかじめ了解のうえ申し込みを行っており、自己都合による出店のキャンセルは東京ヴェルディ側は受け付けない。ただし、やむを得ない事由が生じた場合には、以下の条件に従うこととする。
 - ① 出店できない事情が生じたら直ちに、東京ヴェルディに電話で連絡し、相談すること。
 - ② 以下のとおりのキャンセル料を負担すること。
 - イ) 試合日 8 日前までの出店キャンセル：キャンセル料対象外
 - ロ) 試合日 7 日前から 2 日前までの出店キャンセル：キャンセル料 10,000 円
 - ハ) 試合日前日から試合日当日の出店キャンセル（無断で当日出店しない場合も含む）
：キャンセル料 30,000 円
- (4) 試合会場やイベントの性質上、出店が確定していても、天災地変その他不可抗力により実際の出店ができなくなることがあることを、あらかじめ了承すること。ただし、この場合はキャンセル料は発生せず、東京ヴェルディから請求を行わない。
- (5) 出店にあたり、食品衛生に十分注意すること。食品衛生に関する法令を遵守することや、保健所への申請等については出店者の責任で行い、万が一食中毒やその他事故が発生した場合は一切の責任を取ること。
また、営業許可証は有効期限内のものを提出し、期限を過ぎた際は新たな有効期限の営業許可証の提出を義務とする。
- (6) 出店にあたっては、事故等に備えて PL 保険への加入を推奨しているため、努力義務とする。
- (7) アレルギー表示は、東京ヴェルディから支給される用紙に記載をし、出店時に必ず店頭に掲出し、お客様にも確認を取ること。
- (8) 出品メニュー、アレルギー表示に変更が生じた場合は速やかに変更の連絡をするとともに店頭の掲出物を適切に変更すること。出店にあたり、ゴミの発生などできるだけ少なくするよう努力し、出店場所付近については責任をもって整理・清掃（受渡し場所。キッチンカー裏、テント裏など）を行うこと。



- (9) 出店にあたり、東京ヴェルディから支給された備品や掲出物は綺麗に使用し、通年使用する掲出物は忘れず持参して掲出すること。当日渡される掲出物は東京ヴェルディの指示に従って店舗周辺に掲出すること。
- (10) 出店場所については貴社の指示に従い、養生シート等の準備・設置は必ず行うこと。
- (11) 出店に関して、人身や設備・備品、出店場所に事故や破損をきたした場合は、直ちに東京ヴェルディに連絡・報告すること。
- (12) 出店にあたり、出店情報が東京ヴェルディから公開される前に情報発信（SNSでの発信を含みますが、その他手段を限定しません。次項において同じ。）をしないこと。
- (13) 出店にあたり、不適切な情報発信をしないこと。
- (14) 出店当日の売上報告について、所定の期日までに東京ヴェルディに偽りなく報告をすること。
報告の際は、レジサマリーもしくは精算レシート等の証憑を添付すること。
- (15) 売上報告後、東京ヴェルディから送付される請求書（売上の 25%）が届いたら内容を確認し、必ず期日内に支払いをすること。
- (16) 出店にあたり、東京ヴェルディより受領するあらゆる情報を秘密情報として厳にその機密を保持し、出店の目的のみに使用し、事前の東京ヴェルディからの同意を得ることなく、第三者に対して秘密情報を開示又は漏洩しないこと。本項の守秘義務は、出店の終了後も 5 年間遵守すること。
- (17) 出店者およびその役職員（店頭で従事するスタッフを含む。）について、以下の事項を確約すること。
- ① 暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- ② 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、今回の出店をするものではないこと。
- ③ 出店に関し、自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。
- イ) 脅迫的な言動または暴力を用いる行為
- ロ) 偽計または威力を用いて貴社の業務を妨害し、もしくは信用を毀損する行為
- (18) 以上の誓約に反したときは、出店承認の取消しを含む措置を受けうることを確認し、東京ヴェルディまたは第三者（出店場所の所有者および顧客を含むがこれに限らない。）に損害を与えたときは、その一切を賠償すること。
- (19) トラブルが発生し、事前に取り決めのない事項および疑義が生じた事項については、双方相談のうえ、協議をもって解決すること。

2025 年 12 月 19 日

